

国民健康保険

7月中に、国民健康保険税の納税通知書をお送りします

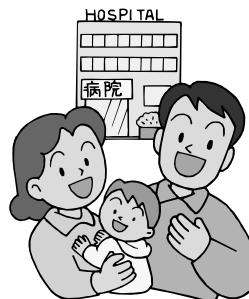
国民健康保険税は、皆野町の国保に加入されている被保険者に対してかかる税金です。病気やけがをしたときに安心して治療が受けられるように、皆さんで助け合う制度です。そのため、保険税を納めないと制度そのものが成り立たなくなります。納期限内に納めましょう。

口座振替をご利用のかたは、各納期限に口座から振替になりますので、預金残高を確認してください。

なお、年度途中で国保に加入、国保から脱退したかたについては、税額を修正します。40歳から64歳までのかたは、介護保険の第2号被保険者となり、介護保険料分もあわせて納めていただくことになります。

●納期限

第1期	7月31日(木)
第2期	9月30日(火)
第3期	12月1日(月)
第4期	2月2日(月)
第5期	3月31日(火)



●平成20年度国民健康保険税額

今年度から国民健康保険税の課税のしかたが変わります。これまで、医療分と介護分の二本立てとなっていましたが、老人保健制度の対象(75歳以上)となっていた方々が後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、後期高齢者支援金分が新設され三本立てとなりました。

区分	医療分(加入者全員)	介護分(40歳~64歳)	後期高齢者支援金等(0歳~74歳)
所得割	(総所得金額-33万)×4.7%	(総所得金額-33万)×0.8%	(総所得金額-33万)×0.8%
資産割	固定資産税額×45%		
均等割	加入者数×10,000円	加入者数×7,200円	加入者数×7,200円
平等割	1世帯あたり13,000円		
課税限度額	47万円	9万円	12万円

国民健康保険

10月から保険税の納め方が一部変ります

今年10月から国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)が始まります。

年金天引きの対象となるのは、次の条件すべてにあてはまる場合です。

なお、今年の1期(7月納付)・2期(9月納付)分については、例年どおり納付書や口座振替で納付していただきます。

- 1 世帯主が国民健康保険の被保険者
- 2 年金の受給額が年額18万円以上
- 3 世帯内の国保被保険者が全員65歳から74歳まで
- 4 世帯主が介護保険料を年金から天引きで納めている
- 5 介護保険料と国保税の天引き額の合計が年金受給額の2分の1を超えない



問合せ 税務課課税担当 ☎62-1230 内線131・132